

助産専門職大学院評価基準

2007年11月

特定非営利活動法人日本助産評価機構

はじめに

本助産専門職大学院評価基準（以下、「本評価基準」という。）は、特定非営利活動法人日本助産評価機構（以下、「当機構」という。）が、高度専門職業人としての助産師を養成する専門職大学院（以下、「助産専門職大学院」という。）の助産師養成機能の維持・向上に資するものである。更に、学校教育法第 69 条の 4 に規定された認証評価機関として、助産専門職大学院の教育活動等が必要と考えられる基準に適合していることの評価（適格認定）を行うために設定したものである。

助産専門職大学院は、助産に関する深い学識および卓越した能力を養うことを目的とした助産の高度専門職業人の養成を行う教育課程である。すなわち、助産技術の実践、教授・学習理論を踏まえた教育指導、および、他職種との協働を含む管理的な能力やリーダーシップを身につけた助産実践者の教育を行う。さらに、時代の変化に応じて、女性と家族の健康ならびに幸福に資するために助産実践を向上させ、教育の変革を推進できる自己開発能力を有する人材を育成する。

そのために、以下のような考え方に基づいて、教育の評価基準を定める。

本評価基準は、専門職大学院の設置基準に加えて、当機構が専門職大学院における助産教育に必要なかつ有益と考える基準を含んでいる。ここには、助産専門職大学院が、設置基準を充足することにとどまらず、更なる教育活動の質的向上に向けて発展して行くことを目指すことを含む。

さらに、当機構の評価結果を公表することにより、より一層、社会のニーズに沿った助産専門職の育成を実現できるように、助産専門職大学院の教育の改善や質の向上に資する方向を示すものである。

本評価基準やそれに基づく評価が、助産教育の向上という本来の設置目的の達成の妨げにならないよう、常に注意を払う。本評価基準の解釈や適用にあたっては、助産専門職大学院の教育活動の向上に向けた自由な発想や自律性をそぐことなく、教育活動の改善に向けて、行く手を照らす役割を果たすものとなるように、よりよく活用していくことが望まれる。

当機構は、日本における助産専門職大学院の教育水準の維持および向上を図ると共に、その個性的で多様な発展に資するよう、評価者や評価を受けた助産専門職大学院の意見を踏まえつつ、より適切な助産専門職大学院評価を発展させるように努めたい。

目 次

I 総 説.....	1
1 評価の目的	1
2 評価および評価基準	1
3 評価の方法	2
4 評価の実施体制	2
5 評価の周期	3
6 評価報告書とその確定.....	3
7 評価結果の通知および公表.....	4
8 評価報告書確定後の事情の変更	4
9 年次報告書	4
10 評価手数料等	4
II 評 価 基 準.....	5
1 評価基準の性質および機能.....	5
2 評価基準の表現方法	5
3 適格認定.....	6
第1章 教育の理念・目的.....	7
1-1 助産専門職大学院の理念.....	7
1-2 助産専門職大学院の教育目的.....	7
第2章 教育課程	8
2-1 教育内容.....	9
2-2 教育方法.....	9
2-3 実習指導体制.....	10
2-4 成績評価および修了認定	11
第3章 入学者選抜.....	13
3-1 入学者選抜	13
3-2 収容定員と在籍者数	14
第4章 学生への支援体制.....	14
4-1 学修支援.....	14
4-2 生活支援等	15

第5章 教員組織.....	15
5-1 教員の資格と評価.....	16
5-2 専任教員の配置と構成.....	16
第6章 施設、設備および図書館等.....	17
6-1 施設の整備.....	17
6-2 設備の整備.....	17
6-3 図書館の整備.....	17
第7章 管理運営等.....	17
7-1 管理運営体制.....	18
7-2 管理運営の仕組み.....	18
第8章 点検・評価.....	19
8-1 結果の公表.....	19
8-2 実施体制の整備.....	19
8-3 教育活動等の改善に資する体制.....	19
8-4 評価結果の検証.....	19
第9章 情報の公開・説明責任.....	20
9-1 情報の公表・説明責任.....	20
9-2 情報公開のための体制整備.....	20
Ⅲ 附 則.....	20

I 総説

1 評価の目的

日本助産評価機構は、助産専門職大学院を置く大学からの求めに応じて認証評価を実施する。その目的は、日本の助産専門職大学院における教育水準の維持および向上を図ると共に、当該助産専門職大学院の個性的で多様な発展に資することである。そのために、当機構が定める評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施する。

- (1) 助産専門職大学院の教育活動等の質の保証と向上を図るため、助産専門職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をする。
- (2) 当該助産専門職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、教育活動等について関連する大学関係者および助産職能団体役員、有識者等を加えた多面的な評価を実施し、評価結果を当該助産専門職大学院にフィードバックする。
- (3) 助産専門職大学院における人材育成について、広く国民の理解と支持を得られるよう教育活動等の状況を明らかにし、それを広く社会に示し、説明責任を果たす役割を担う。

2 評価および評価基準

(1) 評価および評価基準

評価基準は、章、基準、解釈指針で構成している。評価は、9つの章立てに沿って47の基準を満たしているかどうかの評定を行う。

助産専門職大学院全体として当機構の基準に適合しているか否かの評価判定を行う。評価判定の基準は「II 評価基準」に記載のとおりである。

(2) 評価基準の変更手続き

評価基準の変更は以下の手続きに従って行う。

① 公表および意見照会

当機構は、評価基準を変更しようとする場合、その検討段階において、事前に変更案を公表すると共に、評価対象の助産専門職大学院（以下、「評価対象専門職大学院」という。）へ送付して、意見を求めるものとする。

② 文部科学大臣への届出等

当機構は、評価基準を変更しようとする場合、あらかじめ文部科学大臣に届出ると共に、変更後すみやかに評価対象専門職大学院に通知するものとする。

③ 適用時期

変更後の評価基準は、文部科学大臣への届出と共に、評価対象となる助産専門職大学院への通知がなされた年度（毎年4月を始期とし翌年3月を終期とす

る)の翌年度に、評価対象となる助産専門職大学院が作成する自己点検評価報告書にかかる評価に対して適用される。但し、評価対象となる助産専門職大学院が同意した場合には、繰り上げて適用することが出来るものとする。

3 評価の方法

当機構は、別途定めるところにより、評価基準に従い、評価対象となる助産専門職大学院の教育活動等を評価する(詳細は助産専門職大学院認証評価手続規則参照)。評価対象専門職大学院が作成した自己点検評価報告書、その他、当機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討、および評価対象専門職大学院に関する面談調査、授業・施設の視察および関連資料の閲覧調査等を内容とする現地調査を実施する。

4 評価の実施体制

(1) 体制

当機構は、以下の体制により評価対象となる助産専門職大学院の評価を実施する(詳細は助産専門職大学院認証評価事業基本規則参照)。

①認証評価評議会

認証評価評議会は、当機構の理事会が選任した認証評価評議会評議員9名(助産教育に従事する大学院教員3名、実践に従事する助産師3名、一般有識者3名)により構成される。認証評価評議会は、評価基準の策定・変更等、認証評価事業の基本的事項決定のほか、評価報告書(原案)に対する評価対象からの異議の採否を決定し、必要があるときには評価報告書(原案)の修正を行う。

②評価委員会

評価委員会は、認証評価評議会の選任した評価委員10名程度(大学及び大学院助産分野の専任教員4名程度、実務に従事する助産師3名程度、一般有識者3名程度を原則とする)および若干名の幹事により構成される。評価報告書(原案)を作成するほか、認証評価事業の実施に関する事項を決定する。

③評価チーム

評価チームは、評価委員会が評価対象毎に選任した評価員により構成される。評価チームの構成人数は原則として、3名とし、1名は大学院助産分野の専任教員とし、2名は助産師であって大学院で助産学分野における教育経験を有する者もしくはその教育研究活動に識見を有する者であり、その内1名は主査とし、1名を副査とする。評価チームは、評価対象専門職大学院の自己点検評価報告書その他の資料の書面調査を行い、調査報告書(案1)にまとめ、評価対象専門職大学院に質問事項とともに送付する。その後、現地調査を実施し、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書(案2)

を作成し、評価委員会に提出する。

④異議審査委員会

異議審査委員会は、認証評価評議会の選任した異議審査委員5名で構成される。異議審査委員のうち3名は大学院助産分野の専任教員、実践に従事する助産師、有識者とし、2名は当機構の副理事長および監事とする。異議審査委員会は、評価報告書（原案）に対し、評価対象から出された異議の申立がなされた場合、その異議についての審査を付託される。異議審査委員会は、異議審査の結果を認証評価評議会へ提出する。

⑤事務局

評価委員会が任命した事務局長および所要の事務局員により構成され、認証評価に係る事務を処理する。

(2) 利害関係人

認証評価評議会、評価委員会、評価チーム、異議審査委員会および事務局の構成員のうち、評価対象専門職大学院に専任として在職（就任予定を含む）し、または、過去3年以内に所属したことがある者、役員であった者は、当該評価対象にかかる評価に関与することができない。

(3) 守秘義務

当機構、認証評価評議会、評価委員会、評価チーム、異議審査委員会および事務局の構成員は、評価の遂行に関して取得した助産専門職大学院およびその関係者に関する情報について守秘義務を負う。但し、評価の実施・公表のために必要がある場合を除く。

5 評価の周期

(1) 周期と時期

当機構の認証評価を受ける助産専門職大学院は、開設の日から5年以内に評価を受け、認証評価を受けた年度の翌年から5年以内毎に評価を受けるものとする。

6 評価報告書とその確定

(1) 評価報告書の作成

当機構は、評価対象専門職大学院の評価結果および理由等を記載した評価報告書を作成する。評価報告書には、必要に応じて、評価対象専門職大学院に対する長所、問題点、改善勧告も記載される。

(2) 評価報告書（原案）に対する意見

当機構は、評価委員会が評価報告書（原案）を作成した段階で、評価対象専門職大学院に送付し、その意見を求める。

(3) 評価結果に対する異議申立手続

当機構は、評価報告書（原案）を作成し、刊行物やホームページで公表する前に評価対象専門職大学院に送付する。当該助産専門職大学院は、評価報告書（原案）について異議がある時は、当機構が別途定めるところにより、異議を申立てることができる。

（４）評価結果の確定

評価報告書は、評価対象専門職大学院から評価報告書（原案）について、前項に定める異議の申立がなかったとき、もしくは、異議の申立がなされた場合、それに関する当機構が別途定める手続が終了したときに確定する。

（５）改善報告

適格認定を受けた評価対象専門職大学院は、評価報告書を受け取ってから、指定された期日までに「改善勧告」および「問題点」についての「改善報告書」を当機構に提出しなければならない。

7 評価結果の通知および公表

当機構は、評価対象専門職大学院について確定した評価報告書を、文部科学大臣に提出すると共に、評価対象の助産専門職大学院に送付し、かつ、刊行物やホームページに掲載し公表する。

8 評価報告書確定後の事情の変更

（１）変更通知義務

評価対象専門職大学院は、当機構の評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に教育課程又は教員組織に重要な変更があった時は、速やかに変更に係る事項を当機構に通知しなければならない。

（２）評価報告書への追記

当機構は、前項に規定する通知を受けた場合は、当該助産専門職大学院の意見を聴いた上で、必要に応じて変更前に行った評価に係る評価報告書に、当該事項を付記する等の措置を講じる。

9 年次報告書

変更通知義務に定めるほか、評価対象専門職大学院は、教員組織、収容定員および在籍者数、教育課程および教育方法、修了生の進路および活動状況等、当機構が指定した事項について、年次報告書を当機構に提出しなければならない。

10 評価手数料等

当機構は、評価に関して評価対象専門職大学院の負担する評価手数料等について、別に「助産専門職大学院認証評価手数料に関する規定」に定める。

Ⅱ 評価基準

1 評価基準の性質および機能

- (1) 評価基準は、学校教育法第 69 条の 3 第 4 項に規定する大学評価基準として策定されたものである。
- (2) 評価基準は、社団法人日本助産師会の「助産師の声明」に定める助産師の理念に基づき、正常な出産の支援、女性のライフステージに応じた健康支援、家族を含めた地域母子保健活動を自立して実践し、これらの活動を行うための管理調整ができる高度な助産専門職の教育活動等を評価するために策定されたものである。
- (3) この評価基準は、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）等を踏まえて、当機構が助産専門職大学院の教育活動等が評価基準に適合している旨の適格認定を行う際に、助産専門職大学院に必要と考える要件および評価対象専門職大学院の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定めたものである。

2 評価基準の表現方法

- (1) 評価基準の表現方法は、その内容により、次の 2 つに分類される。
 - ①助産専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等
 - ②助産専門職大学院において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。
例 「・・・に努めていること。」等
- (2) 解釈指針
解釈指針は各基準に関する規則、ならびに各基準に係る説明、および例示を規定したものである。解釈指針は、その内容により、次の 3 つに分類される。
 - ①助産専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等
 - ②助産専門職大学院において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。
例 「・・・に努めていること。」等
 - ③助産専門職大学院において、定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。
例 「・・・が望ましい。」等

3 適格認定

- (1) 適格認定は、当機構が評価の結果、助産専門職大学院が、評価基準に適合していると認められた場合に与えられる。
- (2) 評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければならない。
- (3) 各基準を満たすためには、上記2.(2) 解釈指針の①および②が満たされていなければならない。

第1章 教育の理念・目的

助産専門職大学院の目的は、専門的な助産知識及び、高度な助産技術および他職種との協働を含む管理的な能力を身につけた実践者、あるいは、教育指導者として幅広い教養、豊かな人間性ならびに高い職業倫理等を備えた助産師を養成することにある。助産専門職大学院は 21 世紀の社会において助産師に期待される役割を十全に果たし、国際的に通用するような人的基盤の確立という重要な使命を担っている。

助産専門職大学院は、この理念・目的ならびに教育目標を掲げ、その実現に向けて教育活動等を行うに必要な組織・制度を整備し、人材育成を行うことが肝要である。

この章においては、評価対象となる助産専門職大学院の理念として、教育に対する価値観や使命および、それを実現するための教育目的について評価を行う。

助産専門職大学院の理念・目的とは、基本となる教育方針や養成すべき人材像など、当該専門職大学院の構成員が一丸となって実現を目指すべき方向である。また教育目標とは、目的の実現のために設定される具体的な到達課題であり、適切な方法によってその達成度の評価が可能なものである。

1-1 助産専門職大学院の理念

1-1-1

助産専門職大学院においては、その理念を明確に定め、それを教育目的や教育目標として、教育課程に反映していること。

解釈指針 1-1-1-1

助産専門職大学院の理念が明文化されていること。

解釈指針 1-1-1-2

助産専門職大学院の教員は、その理念がどのように教育内容に反映されているかを明確に説明できること。

1-1-2

助産専門職大学院においては、その理念を学内に周知し、学外に公表していること。

解釈指針 1-1-2-1

助産専門職大学院の教職員・学生および学外に対して、その理念は WEB 等により知らされていること。

1-2 助産専門職大学院の教育目的

1-2-1

助産専門職大学院においては、その教育目的を明確に定めていること。

解釈指針 1-2-1-1

助産専門職大学院の教育目的が明文化されていること。

解釈指針 1-2-1-2

助産専門職大学院の教育目的は、高度な助産専門職業人が備えるべき高い倫理観、質の高い助産実践に必要な学識とその応用能力を涵養することができるような目的であること。

1-2-2

助産専門職大学院においては、その教育目的に適った教育が実施され、成果を上げていること。

解釈指針 1-2-2-1

助産専門職大学院の教育の成果は、学生の学業成績および在籍状況ならびに修了者の進路および活動状況を総合的に勘案して判断されていること。

第2章 教育課程

助産専門職大学院の教育課程は、それぞれの助産専門職大学院固有の理念に沿って教育研究活動等を展開し、着実に教育成果を上げることが期待されている。

教育課程は、高度の専門性が求められる助産という職業を担うための深い学識および卓越した能力を養えるよう、助産専門職大学院の目的ならびに目標に即して、適切に編成されなければならない。

教育課程の編成にあたっては、助産専門職大学院の目的ならびに教育目標にふさわしい授業科目を体系的に配置する必要がある。

助産専門職大学院が十分な教育上の成果をあげるためには、履修形態に応じた適切な教育方法を整備すること、とりわけ、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入し、効果的に実施する体制を整えることが必要である。

学生に対しては、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示しなければならない。

成績評価ならびに単位認定にあたっては、助産専門職大学院の目的を踏まえ、評価の公正性および厳格性を担保できる適切な仕組みを導入しなければならない。また、それらの基準および方法に基づいて成績評価や単位認定を行う必要がある。

教育目標を達成するために、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、学生の学修意欲をいっそう促進する適切な履修指導を行う必要がある。

さらに、助産専門職大学院は、教育活動等を通じていかなる教育効果があがっているかを不断に検証することが重要である。そのためには教育効果を測定する上で有効な種々の方法を開発・活用するとともに、教育内容・方法等の改善を図るための組織的な

体制を整備し、恒常的に改善努力を行うことが必要である。

2-1 教育内容

2-1-1

高度な助産実践に必要な授業科目が配置されていること。授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものとなっていること。

解釈指針 2-1-1-1

科目群は、原則として（１）基本助産科目群（２）発展助産科目群（３）その他をさす。

（１）基本助産科目群は、自立して、マタニティサイクルにおける正常とその逸脱を判断でき、ケアに必要な高度な知識と技術を修得するための科目をさし、それらには、ウィメンズヘルスに関する広範な知識の修得、生殖先端医療に伴う生命倫理、遺伝に関するケア能力を修得する科目等を含むこと。（２）発展助産科目群は、高度な助産技術および他職種との協働を含む管理的な能力、あるいは教育指導に携わる能力、応用的・先端的な助産領域に関する内容、国際的な母子保健問題に対応する能力、その他の助産に関する多様な内容の修得科目群であって、基本助産科目群以外のものが助産専門職大学院の理念に基づいて構成されていること。（３）その他は上記以外の科目をさす。

解釈指針 2-1-1-2

専門職業人としての職業倫理に関する授業科目を設けていること。

2-1-2

カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されていること。

また、学生に対して、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示されていること。

2-1-3

各授業科目における授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切であること。

2-2 教育方法

2-2-1

助産専門職大学院においては、講義・事例検討・実習または質疑応答・討議その他の方法による少人数による双方向的あるいは多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。

解釈指針 2-2-1-1

助産専門職大学院においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質および教育課程上の位置づけに鑑みて、基準2-2-1に適合する数の学生に対して授業が行われていること。

解釈指針2-2-1-2

基準2-2-1にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次に挙げる者を含む。

- ①当該授業科目を再履修している者。
- ②当該授業科目の履修を認められている対象専門職大学院学生および科目等履修生。

2-2-2

助産専門職大学院における授業は、次に挙げる事項を考慮したものであること。

- (1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。
- (2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学修を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針2-2-2-1

「授業時間外における学修を充実させるための措置」としては、例えば次に挙げるものが考えられる。

- ① 授業時間割が学生の自習時間を考慮したものであること。
- ② 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
- ③ 予習または復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。
- ④ 授業時間外の自習が可能となるように、自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備および図書が備えられていること。

2-2-3

助産専門職大学院は、履修科目の履修登録の上限を設定し、学生が1年間または学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を定めていること。

2-3 実習指導体制

2-3-1

助産実習科目の履修については、助産専門職大学院の目的を達成するために必要な実習の内容と方法が具体的に示されていること。

解釈指針2-3-1-1

実習の具体的な内容や方法が、実習要綱に明文化され、学生と教員の双方に配布され、更に各実習施設にも常置されて、その内容や方法が周知されるよう努めていること。

解釈指針2-3-1-2

実習要綱は、定期的にその内容が見直され、適宜改訂するよう努めていること。

2-3-2

助産実習科目の履修に際しては、学生個々の能力レベルに応じた指導体制の配慮がなされていること。

2-3-3

助産専門職大学院は、実習科目を履修する実習施設に、助産専門職大学院の目的を達成するために、1名以上の適切な指導能力を有する臨床指導者が配置されていること。

解釈指針 2-3-3-1

「臨床指導者」とは、実習施設において学生の臨床指導を主たる業務とする助産師のことをいう。この者には、実習施設に所属する助産師のほか、助産専門職大学院の実務家教員である助産師、助産専門職大学院が必要に応じて採用する非常勤の助産師等が含まれる。

解釈指針 2-3-3-2

「適切な指導能力を有する臨床指導者」とは、適切な指導のために助産師としての実務経験や教育経験等を有し、特に高い倫理観、豊かな人間性をあわせもつ者が望ましい。

2-3-4

各実習施設に同時に配置する学生数は、当該実習施設の規模に応じ、実習の目的を達成するにふさわしい数であること。

解釈指針 2-3-4-1

「実習の目的を達成するにふさわしい数」とは、実習施設で対象となる妊産婦・褥婦・新生児の数に鑑み、実習の到達度が保証される学生の配置数をいう。

2-3-5

助産専門職大学院では、実習施設および臨床指導者と連携をとり、実習内容の質の向上に努めていること。

解釈指針 2-3-5-1

助産専門職大学院と実習施設の間で実習連絡会議や実習指導者相談会などが組織されており、定期的に公的な話し合いがもたれていること。

2-3-6

助産専門職大学院は、実習科目の目的に合致した助産活動を行っている実習施設を確保していること。

2-4 成績評価および修了認定

2-4-1

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という）が、学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべて

の基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って、成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報と共に学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

解釈指針 2-4-1-1

基準 2-4-1 (1) における成績評価の基準として、科目の性質上、不適切な場合を除き、成績評価のあり方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。

解釈指針 2-4-1-2

基準 2-4-1 (2) における措置として、例えば次のものが考えられる。

- ① 成績評価について説明を希望する学生に対して、説明の機会が設けられていること。また、そのことがシラバス等に明文化されていること。
- ② 科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

解釈指針 2-4-1-3

基準 2-4-1 (3) にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績分布等に関するデータのことをいう。

解釈指針 2-4-1-4

基準 2-4-1 (4) にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること。また、該当学期の授業につき一定のやむを得ない事情により筆記試験を実施することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について、受験者は不当な利益または不利益を受けることのないように配慮されていることなどを指す。

2-4-2

学生が在籍する助産専門職大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該助産専門職大学院における単位を認定する場合は、当該助産専門職大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

2-4-3

助産専門職大学院の修了要件は、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。この場合において、次に掲げる取り扱いをすることができる。

- (1) 教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を助産専門職大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単

位数の二分の一を超えない範囲で、当該助産専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

- (2) 教育上有益であるとの観点から、当該助産専門職大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、(1)による単位と合わせて助産専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該助産専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

解釈指針2-4-3-1

修了の設定に必要な修得単位数は、助産専門職大学院が適切に設定する。

2-4-4

教育内容および方法の改善を図るために、組織的な研究および研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）が整備され、実施されていること。

また、学生および教員による授業評価が組織的に実施されていること。学生による授業評価、教員評価等を総合的に判断し、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。

解釈指針2-4-4-1

学生による授業評価および教員による授業評価に加えて、就職先等からの評価を実施することが望ましい。

第3章 入学者選抜

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の理念・目的ならびに教育目標を達成することができるよう、適切な入学者選抜の方針を定め、それに基づいて適切かつ公正に学生を受け入れなければならない。さらに助産専門職大学院は、教育効果を高めるために、入学者選抜の方針・方法等について不断に検証し、その改善・向上に努めることが必要である。

3-1 入学者選抜

3-1-1

助産専門職大学院は、入学者選抜について、公平性、透明性、多様性の確保を前提とし、助産専門職大学院の理念・目的に照らして、適切な選抜方針、選抜基準および選抜手続きを明確に規定し、公開していること。

解釈指針3-1-1-1

助産専門職大学院には、入学者の能力等の評価、その他の入学者選抜に係る業務を行うための責任ある体制がとられていること。

解釈指針3-1-1-2

入学志願者に対して、当該助産専門職大学院の理念・目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等について、事前に周知するように努めていること。

3-1-2

入学者選抜にあたっては、助産専門職大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針 3-1-3-1

入学者選抜において、複数の適性試験の結果を考慮する場合、その内容・方法は適切であること。また、その内容・方法が事前に公表されていること。

3-1-3

入学者選抜が入学者選抜の基準および手続きに従って実施されていること。

3-1-4

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されていること。

3-2 収容定員と在籍者数

3-2-1

助産専門職大学院の在籍者数については、収容定員に対して著しい欠員ないし超過が恒常的なものにならないよう対応等が講じられていること。

解釈指針 3-2-1-1

基準 3-2-1 に規定する「収容定員」とは、入学定員の 2 倍の数をいう。また、同基準に規定する「在籍者」には、休学者を含む。

解釈指針 3-2-1-2

在籍者数が収容定員に対して著しい欠員ないし超過になった場合には、かかる状態が恒常的なものにならないための措置が講じられていること。

第 4 章 学生への支援体制

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、学生の心身の健康や経済状況等に関する相談・支援体制等の学修環境を整備することを通じて、学生生活に適切に配慮しなければならない。

4-1 学修支援

4-1-1

学生が在学期間中に助産専門職大学院課程の履修に専念できるよう、また、教育の成果をあげるために、助産専門職大学院の目的に照らして、履修指導、学習相談

や助言体制の整備が十分になされていること。

解釈指針 4-1-1-1

履修指導においては、助産専門職大学院が掲げる目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。

解釈指針 4-1-1-2

助産の有資格者および未資格者それぞれに応じた履修指導の体制が整備され、履修指導が効果的に行われていること。

4-2 生活支援等

4-2-1

学生が在学期間中に助産専門職大学院課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言や支援体制が整備されていること。

解釈指針 4-2-1-1

助産専門職大学院は、多様な措置（奨学基金、修了生等の募金、他の団体等が給付または貸与する奨学金への応募の紹介等）によって学生が奨学金制度等を利用できるように整備されていること。

4-2-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談・助言体制が整備されていること。

4-2-3

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供、および指導・助言体制が整備されていること。

解釈指針 4-2-3-1

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、適切な相談窓口を設置するなど、支援体制が整備されていること。

第5章 教員組織

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の目的および教育目標を達成することができるよう、適切な教員組織を設けるとともに、これにふさわしい教員を配置することが必要である。また、助産専門職大学院は、将来にわたり教育活動等を維持するために十分な教育能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するために、透明性のある手続を定め、その公正な運用に努めなければならない。

5-1 教員の資格と評価

5-1-1

助産専門職大学院においては、各研究科および専攻の種類ならびに規模に応じて、教育上必要な教員が置かれていること。

5-1-2

基準5-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 当該専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者。
- (2) 当該専攻分野について、高度の技術技能を有する者。
- (3) 当該専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者。

5-1-3

教員の採用および昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

5-2 専任教員の配置と構成

5-2-1

助産専門職大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人あたりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（少数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

解釈指針5-2-1-1

各教員の担当科目数や担当時間数について、極端な偏りがないよう配慮されていること。

解釈指針5-2-1-2

各教員の年齢構成に著しい偏りがないように努めていること。

5-2-2

5-2-1で規定される専任教員は、専攻分野に応じた担当科目に配置されていること。

5-2-3

5-2-1で規定される専任教員数のおおむね3割以上は、助産に関するおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。

第6章 施設、設備および図書館等

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、学生数・教員数の組織規模等に応じて、適切に施設・設備を整備するとともに、教育活動等に十分な図書などの資料を整備する必要がある。

助産専門職大学院は、コンピュータその他の情報関連設備を含めて、教育形態に対応する施設・設備を整える必要がある。

6-1 施設の整備

6-1-1

助産専門職大学院には、その規模に応じて、教員による教育および研究ならびに学生の学修その他、当該助産専門職大学院の運営に必要で十分な種類、規模、質および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。

解釈指針 6-1-1-1

教室、演習室、実習室は、当該助産専門職大学院におけるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質および数が備えられていること。

解釈指針 6-1-1-2

教員室は、少なくとも各専任教員につき1室が備えられていることが望ましい。非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースが確保されていることが望ましい。

6-2 設備の整備

6-2-1

助産専門職大学院には、教員による教育および研究ならびに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。

6-3 図書館の整備

6-3-1

図書館には学生の学習および教員の教育研究のために、必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。図書館の開館時間は学生の学習および教員の教育研究のために、十分に確保されていること。

第7章 管理運営等

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の目的ならびに教育目標を達成す

ることができるよう、明文化された学内規程等に従って適切に管理運営を行わなければならない。

管理運営に関する規程等の整備とその運用にあたっては、管理運営組織の独自性・自主性、意思決定の適切性・効率性、自律性等に十分に配慮しなければならない。

また、助産専門職大学院の管理運営は、関係する学部・研究科や全学的諸機関との適切な連携のもとに行われることが必要である。

7-1 管理運営体制

7-1-1

助産専門職大学院の管理運営に関する規程等が整備されていること。

7-2 管理運営の仕組み

7-2-1

助産専門職大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい運営の仕組みが整備され、実施されていること。

解釈指針 7-2-1-1

助産専門職大学院の運営に関する重要事項を審議する会議組織がおかれていること。助産専門職大学院の運営に関する会議は、当該助産専門職大学院の専任教授により構成されていること。ただし、運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の職員を加えることができる。

解釈指針 7-2-1-2

助産専門職大学院には、運営に関する専任の長が置かれていること。

7-2-2

重要事項を審議する会議では、助産専門職大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜および教員組織等に関する事項が審議されていること。

解釈指針 7-2-2-1

「専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員」（平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項）により助産専門職大学院の専任教員とみなされる者においては、助産専門職大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うことができるように配慮されていること。

解釈指針 7-2-2-2

教学およびその他の管理運営に関する重要事項については、教授会等の助産専門職大学院固有の専任教員組織による決定が尊重されていること。助産専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されていること。

第8章 点検・評価

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、教育研究を適切な水準に維持するとともに、その活動を不断に点検・評価し、改善・向上に結び付ける必要がある。また、助産専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表しなければならない。

8-1 結果の公表

8-1-1

助産専門職大学院の教育水準の維持向上を図り、当該助産専門職大学院の社会的使命を達成するために教育活動等の状況について、自ら点検および評価を行い、その結果を公表していること。

8-2 実施体制の整備

8-2-1

自己点検および評価を行うにあたっては、その趣旨に即し、適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

解釈指針 8-2-1-1

助産専門職大学院には、教育活動等に関する自己点検および評価を行う組織が設置されていること。

8-3 教育活動等の改善に資する体制

8-3-1

助産専門職大学院の自己点検および評価の結果は、当該助産専門職大学院の教育活動等の改善に活用するために適切な体制が整えられていること。

解釈指針 8-3-1-1

自己点検および評価においては、当該助産専門職大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、その目標を実現するための方法および取り組みの状況等について示されていることが望ましい。

8-4 評価結果の検証

8-4-1

自己点検および評価の結果について、当該助産専門職大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

解釈指針 8-4-1-1

助産専門職大学院の自己点検および評価に対する検証を行う者においては、助産実

務に従事し、助産専門職大学院の教育について広くかつ高い見識を有する者を含むことが望ましい。

第9章 情報の公開・説明責任

助産専門職大学院は、透明性の高い運営を行うとともに、自らの諸活動の状況につき、社会に対し積極的に情報公開に努め、その説明責任を果たすことが必要である。

9-1 情報の公表・説明責任

9-1-1

助産専門職大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

解釈指針9-1-1-1

教育活動の状況については、当該専門職大学院の理念、目的、教育課程、教員組織等について公表されていること。

9-2 情報公開のための体制整備

9-2-1

学内外からの要請による情報公開のための規程および体制が整備されていることが望ましい。

III 附 則

本評価基準は、平成19年11月20日を制定日とし、当機構が認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた平成20年4月8日を施行日とする。